



金沢市公報

号外第12号

平成17年(2005年)5月6日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

| | |
|------------------------------------|-----|
| 目次 | ページ |
| 公告 | |
| 都市計画法の規定に基づく都市計画の決定について (都市計画課) | 1 |

| | |
|----------------------------------|---|
| 都市計画法の規定に基づく都市計画の変更について (") | 1 |
|----------------------------------|---|

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、同条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

平成17年5月6日

金沢市長 山 出 保

| 都市計画の種類 | 都市計画を決定する土地の区域 | 縦覧場所 | 縦覧期間 | 備考 |
|----------------|-----------------------------------|-------------------------|------------------------|----------------|
| 金沢都市計画 地区計画 | 金沢市若宮町、薬師堂町、出雲町、桜田町、示野中町及び示野町の各一部 | 金沢市役所 都市整備局 都市計画課 | 平成17年5月6日から 同月20日まで | 戸板第二地区 地区計画 |

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

平成17年5月6日

金沢市長 山 出 保

| 都市計画の種類 | 都市計画を変更する土地の区域 | 縦覧場所 | 縦覧期間 | 備考 |
|----------------|-----------------------------------|-------------------------|------------------------|---------------|
| 金沢都市計画 用途地域 | 金沢市若宮町、薬師堂町、出雲町、桜田町、示野中町及び示野町の各一部 | 金沢市役所 都市整備局 都市計画課 | 平成17年5月6日から 同月20日まで | 戸板第二地区 |
| 金沢都市計画 下水道 | 金沢市大場町、荒屋町地内 | 金沢市役所 都市整備局 都市計画課 | 平成17年5月6日から 同月20日まで | 柳瀬川1号雨水 幹線 |

平成17年(2005年)5月6日 印刷
平成17年(2005年)5月6日 発行

定価 120円

発行人
発行所
印刷者
印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地
石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
前 川 稔
(株) 共 栄